

令和5年2月定例会 県土都市整備委員会（急施議案）の概要

日 時 令和5年2月24日（金） 開会 午後2時41分
閉会 午後3時16分

場 所 第9委員会室

出席委員 飯塚俊彦委員長

安藤友貴副委員長

渡辺大委員、高木功介委員、武内政文委員、高橋政雄委員、宮崎栄治郎委員、
醍醐清委員、町田皇介委員、中川浩委員、浅野日義英委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

北田健夫県土整備部長、磯田忠夫県土整備部副部長、

山科昭宏県土整備部副部長、水草浩一参事兼河川砂防課長、

武澤安彦県土整備政策課長、飯塚雅彦県土整備政策課政策幹、

高橋厚夫建設管理課長、赤沼知真用地課長、根岸幸司道路街路課長、

相原秀行道路環境課長、長谷部進一河川環境課長

草野忠幸収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

村田暁俊都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、

関根昌己都市整備部副部長、浪江治都市整備政策課長、

小島茂都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、

石川修産業基盤対策幹、鈴木水弘公園スタジアム課長、

山田暁子建築安全課長、中村克住宅課長、

松井直行営繕課長、大澤春樹設備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第50号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）のうち県土整備部関係及び都市整備部関係	原案可決
第52号	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町の負担額について	原案可決

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

武内委員

- 1 第52号議案について、関係町の負担額は幾らか。
- 2 要配慮者利用施設とは具体的にどのような施設か。
- 3 対策が必要な区域は県内にどのくらいあるのか。
- 4 事業の優先順位はどのように決めているのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 各箇所の負担額については、事業費が逆算されてしまうことから明記していない。各箇所の負担額だけを示すと関係町ごとの負担割合の違いが明確でなくなるため、議案では負担割合を示すこととしている。
- 2 要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、小中学校などの施設を言う。
- 3 県内に土砂災害のおそれのある区域は5,225か所である。このうち、急傾斜地崩壊の危険性がある斜面勾配が30度以上で高さが5メートル以上の区域は3,620か所である。この中で、国の交付金等の採択基準である斜面高さが10メートル以上かつ公共施設又は人家10軒以上の保全対象がある区域は約600か所である。
- 4 対策箇所については、令和3年3月に策定した埼玉県砂防関係施設整備計画で、短期的・中長期的に分けて、砂防事業を進めて行くべき場所を定めている。これに基づき、土砂災害特別警戒区域の中に避難場所や要配慮者施設が立地している約40か所を優先して整備することとしている。

県土整備部長

- 1 交付金事業全体の補正額が1億5,000万円であるため、町の負担金は750万円となる。これから事業に着手することから、個別の負担額を記載すると入札に影響が出るおそれがある。このため、負担率で示していることに理解いただきたい。

武内委員

条件により負担割合が変わるとの説明であったが、負担割合は全て20分の1ではないのか。

参事兼河川砂防課長

高さや規模から20分の1から5分の1までの範囲で負担割合を決定している。既に各関係町に算定した負担額を求めており、各関係町から了承を得ている。

武内委員

関係市町村の負担が多額であると事業が進まない要因になると思うが、そのようなことはないのか。

参事兼河川砂防課長

今回の負担額については、既に各関係町から了承を得ている。

武内委員

今後、約600か所を整備していく必要があるが、関係市町村の負担が多額であることが要因で事業が遅れることを懸念している。必ず関係市町村に負担を求めなければならないのか。

参事兼河川砂防課長

急傾斜地による被害は、下流の方に延々と土砂が流れていく土石流と異なり、一つの自治体で完結する。関係市町村に負担を求めている都道府県もあるが、埼玉県では、地元の市町村に受益の範囲が限定されるものについては負担を求めてもよいという地方財政法の考え方に基づいて、関係市町村に負担を求めている。

武内委員

今後の進捗状況によっては、関係市町村に負担を求めない、あるいは負担割合を減らすことも可能なのか。

参事兼河川砂防課長

負担の有無やその割合については各都道府県の判断に委ねられている。埼玉県では、国から示されている割合を適用している。

【付託議案に対する質疑（都市整備部関係）】

渡辺委員

- 1 住宅居住支援推進事業費について、子育て世帯や移住世帯が住宅の省エネリフォームを行った場合に補助するとのことだが、具体的にどのような工事が対象となるのか。
- 2 国のこどもエコすまいる支援事業を活用することが条件となっているが、国と県の補助額はそれぞれ幾らか。
- 3 制度の利用を促すため、対象となる層にどのようにPRしていくのか。

住宅課長

- 1 本事業は、国の補正予算であるこどもエコすまいる支援事業に上乗せ補助することにより、住宅の省エネリフォームを加速化させるものである。国の補助事業は、断熱改修などの省エネリフォーム、エネファームの設置、子育て対応改修など幅広い工事を補助対象としている。一方、県の省エネリフォーム補助は、窓断熱など省エネに資する住宅のリフォームに限定している。例えば、新たに内窓を設置する工事や、壁・天井・床等の断熱改修などが対象となるものである。
- 2 県の補助額については、国の補助額と同額を設定している。例えば、子育て世帯が新たに既存住宅を取得し、省エネ改修工事を行った場合、最大で国の補助金が60万円、県の補助金が60万円となり、合計120万円の補助となる。
- 3 県ホームページなど、様々な媒体や機会を通じて、補助制度の情報を広く発信していく。また、国の補助制度が非常に複雑であるため、最も効果的な補助制度の活用方法を紹介していく。さらに、他の補助制度や支援制度の案内、県民からの問合せに一括で対応するため、ワンストップ窓口を設置する予定である。今回の補助制度で対象とするリフォーム工事は、施主である申請者、リフォームの工事業体、サッシなどの建材メーカーなど多くの関係者がいるという特徴があることから、工務店、建材メーカーなどの団体を通じて、積極的に広報に取り組んでいく。

【付託議案に対する討論】

なし